

大分県報

令和七年
号外（三）
三月三十一日

（月曜日）

目次

教育委員会訓令甲

大分県教育委員会公印規程の一部改正……………	一
大分県教育庁事務決裁規程の一部改正……………	一
大分県教育委員会電子署名規程の一部改正……………	二
大分県教育委員会文書管理規程の一部改正……………	三
大分県教育委員会職員服務規程の一部改正……………	三
大分県立学校職員服務規程の一部改正……………	三
大分県立学校等職員安全衛生管理規程の一部改正……………	四
大分県立学校事務決裁規程の一部改正……………	四
大分県教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程の一部改正……………	四

○教育委員会訓令甲

大分県教育委員会訓令甲第一号

大分県教育委員会公印規程（昭和四十年大分県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

第一条及び第五条第一項中「教育事務所」の下に、「遠隔教育配信センター」を加える。
別表の大分県教育庁室長印の項を削り、同表の大分県教育庁教育事務所長印の項の次に次のように加える。

令和七年三月三十一日

大分県報号外（教育委訓令甲）

一

大分県教育庁遠隔教育配信センター所長印

〃 〃 〃

遠隔教育配信センター所長

附則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

大分県教育委員会訓令甲第二号

大分県教育庁等事務決裁規程（昭和四十四年大分県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

大分県教育委員会

第一条中「教育事務所」の下に、「遠隔教育配信センター」を加える。

第二条第五号中「並びに」を「及び」に改め、「及び室」を削り、同条第六号中「教育事務所」の下に、「組織規則第十六条の二に規定する遠隔教育配信センター」を加え、同条第七号中「規定する総務企画監」の下に、「教育DX推進監」を加え、同条第八号中「室長補佐（総括）」を削る。

第十一条第一項の表の本庁の部の教育長が決裁すべき事務の項中「及び室長」を削り、同部の課長が決裁すべき事務の項中「及び室」を削り、同表の地方機関の部の教育事務所長が決裁すべき事務の項の次に次のように加える。

遠隔教育配信センター所長が決裁すべき事務	次長。ただし、次長を置かない場合にあっては、所長があらかじめ指定する職員
----------------------	--------------------------------------

別表第一の十四の項並びに十六の項の第一号、第五号から第九号まで及び第十一号から第十五号までの規定中「課（所・室）長」を「課（所）長」に改め、同項の第十六号中「第二十条まで」を「第二十条の四まで」に、「課（所・室）長の有給休暇」を「課（所）長の休暇」に改め、同項の第十七号中「第二十条の三まで」を「第二十条の四まで」に改め、同項の第十八号、第二十号及び第二十三号中「課（所・室）長」を「課（所）長」に改め、同表の十八の項、二十三の項及び二十四の項中「課（所・室）長」を「課（所）長」に改める。別表第二の教育改革・企画課の部の次に次のように加える。

教育DX推進課

事	項	決裁権者
一 教育DXの推進に関する事務	一 教育DXの推進に係る重要な事務を処理すること。 二 学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第四十七号）第九条に基づき、都道府県学校教育情報化推進計画を策定すること。 三 教育DXの推進について知事部局及び教育庁関係課等との連絡調整を行うこと。 四 情報通信技術の活用のための環境を整備すること。	教育長 教育長 課長 課長
二 職員の研修に関する事務	一 教育庁及び教育機関の職員の教育DXに関する研修を実施すること。 二 教職員の研修計画の策定について合議を受けること。	課長 課長

別表第二の義務教育課の部に次のように加える。

三 新設夜間中学開校準備に関する事務	一 新設夜間中学の開校に必要な企画及び連絡調整を行うこと。	課長
--------------------	-------------------------------	----

別表第二の人権教育・部落差別解消推進課の部の二の項を削り、同表の教育改革・企画課教育デジタル改革室の部を削る。

別表第三の一の部の一の項中「課（部）長」を「課（部・室）長」に改め、同部の三の項中「第二十条の三まで」を「第二十条の四まで」に改め、同部の五の項中「課（部）長」を「課（部・室）長」に改める。

別表第三の二の部中「課（部）長」を「課（部・室）長」に改める。
別表第四の教育事務所の部の次に次のように加える。

事	項	決裁権者
一 遠隔教育に関する事務	一 遠隔授業の配信について受信校等との連絡調整を行うこと。 二 遠隔授業の配信を実施すること。	所長 所長 所長
	一 所長の権限に属する事項 遠隔教育配信センター	決裁権者

三 遠隔講座等を実施すること。 所長

別表第四の図書館の部の一の項中「課長」を「課（室）長」に改める。

附則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

大分県教育委員会訓令甲第三号

教育庁
教育機関

大分県教育委員会電子署名規程（平成十五年大分県教育委員会訓令甲第八号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

大分県教育委員会

第一条中「教育事務所」の下に、「遠隔教育配信センター」を加える。

第二条中第十五号を第十七号とし、第六号から第十四号までを二号ずつ繰り下げ、同条第五号中「規定する」の下に「教育事務所」を加え、同号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 遠隔教育配信センター所長 組織規則第二十一条第一項に規定する遠隔教育配信センターの所長をいう。

第二条第四号中「、所長及び室長」を「及び所長」に改め、同号を同条第五号とし、同条

第三条を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 遠隔教育配信センター 組織規則第三条に規定する遠隔教育配信センターをいう。

第四条第一項及び第二項並びに第十五条中「教育事務所長」の下に、「遠隔教育配信センター所長」を加える。

附則第三項中「及び室長」を削り、「各教育事務所長」の下に、「遠隔教育配信センター所長」を加える。

別表の課長の項中「又は室長」及び「又は室」を削り、同表の教育事務所長の項の次に次のように加える。

遠隔教育配信センター所長

遠隔教育配信センター所長

附則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

大分県教育委員会訓令甲第四号

教育 教育 機関 機関

大分県教育委員会文書管理規程（平成二十一年大分県教育委員会訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

大分県教育委員会

第一条中「及び教育事務所」を「、教育事務所及び遠隔教育配信センター」に改める。  
第二条第九号中「、所及び室」を「及び所」に改め、「教育事務所」の下に「、組織規則第十六条の二に規定する遠隔教育配信センター」を加え、同条第十一号中「、所長及び室長」を「及び所長」に改め、同条第十二号中「、室長補佐（総括）」を削る。

第七条第三項中「各教育事務所」の下に「、遠隔教育配信センター」を加える。  
第十条中「置かない所屬」の下に「、遠隔教育配信センター」を加える。

第二十五条第一項中「各教育事務所」の下に「、遠隔教育配信センター」を加える。  
第四十六条第一項中「置かない所屬」の下に「、遠隔教育配信センター」を加える。

第七十二条の二中「総務部行政企画課電子自治体推進室長」を「総務部デジタル政策課長」に改める。

別表第一中「教育改革・企画課」を「教育改革・企画課 教育DX推進課」に改める。

「体育保健課 教育デジタル改革室」を「体育保健課 教委に、教育デジタル改革室 教委」に改める。

「日田教育事務所 教委」を「日田教育事務所 教委 遠隔教育配信センター 教委」に改める。

附則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

大分県教育委員会訓令甲第五号

教育 教育 機関 機関

大分県教育委員会職員服務規程（昭和三十六年大分県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

大分県教育委員会

第一条中「教育事務所」の下に「、遠隔教育配信センター」を加える。  
第二十条の三の次に次の一条を加える。

（子育て部分休暇）

第二十条の四 職員は、条例第十三条の四に規定する子育て部分休暇を受けようとするときは、総務事務システムにより所屬長に願い出るとともに、当該休暇の期間及び取得時間並びに当該休暇を必要とする事由を記入した書類を提出してその承認を受けなければならない。

第二十二条中「第二十条の三まで」を「前条まで」に改める。  
第三十九条中「、第二十一条」を「から第二十一条まで」に改める。

附則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

大分県教育委員会訓令甲第六号

教育 教育 機関 機関

大分県立学校職員服務規程（昭和五十五年大分県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

大分県教育委員会

第十五条の五中「第十五条の三まで」を「前条まで」に改め、同条を第十五条の六とし、第十五条の四を第十五条の五とし、第十五条の三の次に次の一条を加える。

（子育て部分休暇）

第十五条の四 職員は、条例第十一条の四に規定する子育て部分休暇を受けようとするときは、総務事務システムにより校長に願い出るとともに、当該休暇の期間及び取得時間並びに当該休暇を必要とする事由を記入した書類を提出してその承認を受けなければならない。

第十六条第二項中「第十五条の四まで」を「第十五条の五まで」に改める。  
第二十条の三中「、第十五条の四」を「から第十五条の五まで」に改める。

令和七年三月三十一日

大分県報号外（教育委訓令甲）

附則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

大分県教育委員会訓令甲第七号

教育 教育 機関

大分県教育庁等職員安全衛生管理規程（平成十四年大分県教育委員会訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

大分県教育委員会

第二条第二号中「教育事務所」の下に「、組織規則第十六条の二に規定する遠隔教育配信センター」を加え、同条第三号中「、所長及び室長」を「及び所長」に改める。

第九条第一項中「、所及び室」を「及び所」に改める。

附則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

大分県教育委員会訓令甲第八号

本 校 立 学 校

大分県立学校事務決裁規程（平成十三年大分県教育委員会訓令甲第八号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

大分県教育委員会

第二条第五号中「並びに」を「及び」に改め、「及び室」を削る。

第四条中「、所長又は室長」を「又は所長」に改める。

別表第一の三の項の第四号中「若しくは第十五条の三」を「、第十五条の三若しくは第十五条の四」に改める。

別表第二の二十九の項中第四十六号を第四十七号とし、第五号から第四十五号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 施行規則第九条第二項の規定に基づき、育児又は介護に関し特別な事情があると思われる職員の勤務時間の割振りを定めること。

別表第三の六の項を次のように改める。

六 別表第二の二十九の項の第十二号、第十四号、第十六号、第十八号、第十九号、第二十一号、第三十号、第三十四号、第三十六号から第三十八号まで及び第四十四号に定める事項

附則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

○教育長訓令甲

大分県教育委員会教育長訓令甲第一号

教 育 事 務 所 教 育 機 関

大分県教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程（昭和四十四年大分県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

大分県教育委員会教育長

第二条第一項中「教育事務所の長」の下に「、同規則第十六条の二に定める遠隔教育配信センターの長（以下「遠隔教育配信センターの長」という。）」を、「別表第一」の下に「（遠隔教育配信センターの長にあつては、三の項に掲げる事務を除く。）」を加える。

附則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。